

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>0円</u>
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30%</u> （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

※実際の紹介手数料％は年収の10％程度です。手数料表に記載されている％は労働局に届けている上限％に過ぎません。

※返戻金制度について

求職者の自己都合による早期退職の場合での紹介手数料の返戻は、別途定める個別紹介契約書に準じます。

参考：返戻金の基本％は下記と定めています。

- ① 当社が紹介した人材が、専らその人材に帰すべき事由により退職に至った場合、採用日から 1 ヶ月以内に限り、紹介料の90～75％を返却するものとする。
- ② 当社が紹介した人材が専らその人材に帰すべき事由により退職に至った場合、採用日から 2 ヶ月～3 ヶ月以内に限り、紹介料の50％を返却するものとする。

許可番号 27-ユ-302216
株式会社イメージ・ラボ